

倉沢里山の緑地管理・運営及び供用に関する 日野市と倉沢里山を愛する会のパートナーシップ協定

日野市においては、市民の直接請求により制定された環境基本条例で「これまでの生産と生活を見直し、自然を育み、環境保全型のまちを創り出す」ことが定められ、条例に基づき市民参画でつくられた環境基本計画では「生態系に配慮した丘陵地・崖線の保全と景観管理を行う」ことや環境学習の取り組みがうたわれている。

倉沢里山は、緑豊かなまちを望む市民の意志と、緑を次の世代に引き継ぐための関係者の長年の努力によって保全されたものである。また、倉沢里山は北部多摩丘陵東端の貴重な緑地として「東京における自然の保護と回復に関する条例」の「里山保全地域」の指定候補地にも挙げられている。

私たちは、倉沢里山を日野市内で最後に残された里山のひとつとして保全するとともに、循環型社会システムの実践の場として位置づけ、農への活用など里山の循環活動の実践によって里山の再生を図るとともに、人と自然が共生する社会のあり方を学ぶ環境学習のフィールドとしての取り組みを進める。このためには、行政と市民が知恵と力を出し合い、対等の関係のもとで協働を進めるパートナーシップの確立が必要不可欠である。

こうした共通認識に基づき、日野市（以下「甲」という。）と倉沢里山を愛する会（以下「乙」という。）は協力・連携して倉沢里山を保全するため、倉沢里山の緑地管理・運営及び供用に関するパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を次の通り締結する。

（協定の目的）

1. 本協定は、倉沢里山の緑地を良好な状態に維持するため、緑地の管理・運営及び供用に関する甲と乙の役割及び協力・連携の内容について定める。

（対象となる緑地）

2. 甲は乙に対して、倉沢里山の保全と循環の実践のフィールドとして、甲が所有する緑地のうち、次の緑地（以下、「対象緑地」という。）の管理・運営の一部を委ねる。

所在地	名称等
百草731番地の1	倉沢第1緑地
百草701番地の10	倉沢第2緑地
百草726番地の1	(通称) 「アリスの丘」
百草701番地の13、14、16、702番地	万蔵院台緑地の一部
百草649番地の2、9、663番地の1の一部、10、11、667番地の15	(仮称) 倉沢北緑地の一部
百草698番地の13、701番地の7、9、11、12、731番地の8	

- (2) 乙は対象緑地について、次項(3)に定める維持管理作業及び運営を行う。

（甲と乙の役割）

3. 甲と乙は本協定に基づき、協力・連携して倉沢里山の対象緑地の保全に努める。
 - (2) 甲は、対象緑地内の高木の剪定・伐採及び緑地保全に関する土木工事等、対象緑地の基本的な維持管理に関して責任を負うとともに、乙のボランティア活動に必要な支援を行う。
 - (3) 乙は、対象緑地内の清掃、下草刈り、落ち葉掃き、樹木の手入れ、耕作地の運営・管理、その他の環境整備、並びに簡易トイレ及び駐車場等の付帯施設の維持管理等、対象緑地の軽易な維持管理作業をボランティア活動によって定期的に行い、対象緑地を良好な状態に保つように努める。

(維持管理作業に関する確認事項)

4. 甲と乙は、乙の対象緑地の軽易な維持管理作業に関し、以下の各号について合意する。
- ① 対象緑地のうちアリスの丘の果実については乙の所有とする。
 - ② 対象緑地内での火の使用については、乙は甲に届出をし許可を得るものとする。
 - ③ 対象緑地内に工作物を設置するにあたっては、乙は甲の承認を得るものとする。
 - ④ 乙は、行事等を行う場合には、騒音等周辺住民に迷惑がかからないよう配慮する。
 - ⑤ 乙は年度末に、活動報告と翌年度の活動計画を甲に提出する。

(必要な作業機器・資材及び管理技術)

5. 甲は、対象緑地の維持管理のための作業機器・資材について、必要に応じて乙に貸与する。
- (2) 甲は、乙と協力して緑地管理上必要な管理技術等について講習会を開催する。

(維持管理作業の安全確保)

6. 乙は、維持管理作業を行うにあたって、安全に十分注意する。
- (2) 甲は、乙の作業等に伴う事故による傷害・疾病等について責任を負わない。
- (3) 甲は、乙の維持管理作業等への参加者について、ボランティア保険の適用を行う。

(緑地の管理方針の協議)

7. 緑地管理の前提となる里山の望ましい姿や景観など、倉沢里山対象緑地の管理方針について、甲乙及び「倉沢里山の緑地管理・運営及び供用に関するパートナーシップ協定」者（以下、「関係者」という）は必要に応じて協議する。

(市民への供用)

8. 倉沢里山対象緑地は、一般に公開することを原則とし、定められたガイドラインに基づき、市民の散策・自然観察等のために供するものとする。
- (2) 前項のガイドラインについては、関係者で協議する。

(協定の期間)

9. 本協定の期間は2年間とし、双方異議のない場合は1年ごとに自動更新する。

(疑義)

10. 本協定に定めのない事項または疑義が生じた時は、その都度双方協議の上決定する。

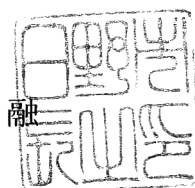
この協定書を2通作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成16年 3月31日

甲 日野市神明一丁目12番地の1

日野市長

馬場弘融



乙 日野市百草971番地の250

倉沢里山を愛する会会長

峰岸純夫

